

第 39 回太宰府市まちづくり市民会議幹事会

平成 25 年 10 月 16 日（水）19：00～

於 市役所 4 階 403 会議室

出席者：原田・大藤・中島・大森・笠利・古賀・平嶋・前田・御笹・山崎・福原

欠席者：

1. 開会（19 時～）

2. ニュースの確認（19 時 05 分～）

3. 条文案について

4. その他

次回幹事会 平成 25 年 10 月 日（水）19 時～ 4 階会議室

(オンブズパーソン)

第 条 市は、市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的立場から、適切かつ迅速な手続きで処理し、市政の改善に関する提言を行うため、太宰府市オンブズパーソンを設置し、市民の権利利益を擁護するとともに、市政に対する理解と信頼を高め、開かれた市政の一層の推進に努めます。

2. 市民は、市政についての苦情がある場合は、誰でもオンブズパーソンに申し立てることができます。

(苦情処理等)

第 条 市は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で市政運営に関する意見・要望・苦情等を適切かつ迅速に処理し、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に定めるところにより、オンブズパーソンを設置します。

2. 市民は、市への苦情・意見等をオンブズパーソンに申し立てることができます。

(市民の権利利益の保護)

第 条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、市政に関する市民からの相談・意見・要望・苦情等に対して速やかに事実関係を調査し、誠実に対応しなければなりません。

2. 市は、市政運営において、公正かつ中立的な立場から監視等を行うオンブズパーソンを設置します。

(オンブズパーソン)

第 条 市は、市民主権の理念に基づき公正な立場で意見等を適切かつ迅速に処理し、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するためオンブズパーソンを設置します。

2. 市民は、市への意見等をオンブズパーソンに申し立てることができます。

3. オンブズパーソンの職務、意見等の申し立て手続き、その他必要な事項は、別に条例で定める。

(意見・要望・苦情等への対応)

第 条 市議会及び市は、市民からの意見・要望・苦情等（以下「意見等」という。）があった時は、適正及び公正かつ速やかに事実関係を調査し、真摯に対応しなければならない。